

第3章 都市づくりの方針

本章では、第2章で示した都市づくりの目標を実現するために、都市基盤施設等のハード整備（土地区画整理事業、幹線道路等の整備、河川・ため池の整備、公園・緑地の整備など）の方針と、災害に強く、犯罪が起こりにくい環境づくりや地域の資源を生かした魅力づくりなどのソフト事業（景観形成への取り組み、住環境の保全・改善への取り組み、地域活動・市民参加への取り組みなど）の方針を示すものです。

都市基盤施設は計画期間内のニーズに対応するだけでなく、その後も長期にわたって都市活動を支えるものでなくてはなりません。また、整備自体も長期間を要する都市施設が多く、長期的な計画のもとで事業を進める必要があります。

そのため、本マスタープランの計画期間は平成19年度から28年度までの10年間ですが、本章で示す都市基盤整備の方針は、計画期間の中で全て実施するものだけでなく、長期的な視野で検討・実施する事業も含めています。同時に、この方針は今後長期にわたる都市づくりの根幹をなすものであり、計画期間終了後も踏襲して継続的な都市づくりを進めていく必要があります。

また今後の都市づくりは、新規の基盤整備だけでなく、これまで長期間にわたって整備してきた都市施設や歴史的に継承されてきた貴重な資源を有効に活用・保全して、地域の魅力づくりにつなげていくことが大切です。こうした取り組みは、行政の力だけでできるものではなく、地域住民の取り組みが鍵を握ることが多くなっています。そこで本章では、行政だけではなく地域の住民も主体的に関わる取り組みも都市づくりの方針として示すものとします。

第1節 土地利用の方針

1 土地利用の配置方針

(1) 居住系機能

地区の特性に応じた多様な居住機能を配置します。

①住居専用住宅地域

- ・良好な低層戸建住宅を中心とした住宅地の形成を図ります。
- ・基盤未整備の市街地では、面的整備事業を推進し、ゆとりと潤いのある居住環境を持った快適な住宅地の形成を図ります。特に市街化調整区域においては、都市計画法第34条11号の規定に基づく開発行為等の許可の指定も検討しながら、良好な住宅地の形成を図ります。

<中高層住宅地域>

- ・二村台地区において、周辺の景観や住環境に配慮するよう建物等の規制・誘導を行い、良好な中高層住宅地の形成を図ります。

②一般住宅地域

- ・面的な基盤整備や建物等の規制・誘導を行い、ゆとりと潤いのある居住環境を持った快適な住宅地の形成を図ります。
- ・工場跡地など、大規模な敷地が発生した場合、地区計画の設定などにより、ゆとりと潤いのある居住環境を持った快適な住宅地の形成を図ります。

③集落内住宅地域

- ・スプロール開発を抑制するとともに、防災対策等のきめ細かな道路整備等を進めつつ、自然環境や農業的環境と共存する良好な低層住宅を中心としたゆとりある居住環境の保全・形成を図ります。

(2) 商業・流通・サービス系機能

前後駅周辺、三崎地区周辺、豊明駅周辺において商業・流通・サービス等の機能を配置します。

①商業・流通・サービス地域

<前後駅周辺地区>

- ・本市の中心、シンボルとして商業・文化・コミュニティ・交通・情報等の各種機能の誘導・充実を図ります。

＜三崎周辺地区＞

- ・高齢者等をはじめとする市民の日常生活圏の核として各種の業務・商業サービス機能の誘導を図ります。

＜豊明駅周辺地区＞

- ・花き市場に関連する特徴のある流通機能、集客機能等の誘導を図ります。
(花の販売、地場産の農作物等の販売などの集客を図る商業・流通拠点の検討)

②沿道商業地域

- ・駅周辺及び幹線道路沿道において、周辺の景観や住環境に配慮するとともに、賑わいのある地区や沿道を形成するため、商業・サービス機能、中高層住宅の立地誘導を図ります。

(3) 生産・流通系機能(生産・流通地域)

工場などの生産系の機能ほか、広域交通条件と既存の拠点(花き市場)を活用した流通系の機能を配置します。

①既存工場用地

- ・公害の防止に向けた規制強化や緑化促進などの環境対策を図り、良好な工場・生産環境の形成を図り、市内の生産機能の維持・強化を図ります。また、周辺住宅地との調和に支障がある工場については、住工混在の解消を図るため、移転・誘致を図ります。

②新規生産・流通系機能用地

- ・市街化調整区域である栄町新左山地区と沓掛町豊山地区では、都市計画法第34条第12号の規定に基づく開発行為等の許可で、地域振興のための工場や研究所が建てられるように指定しました。今後はこの2地区において優良企業等の誘致を図るとともに、工業用地の整備・拡充等を支援し、生産・流通機能の誘導を図ります。

(4) 自然系機能

保全すべき自然環境や創出・充実すべき公園緑地等の自然系機能を配置します。

①河川、ため池

- ・河川、ため池を保全し、市民の生活にうるおいを与える親水・レクリエーション空間として活用するとともに、水と緑のネットワーク軸の形成を図ります。

②公園・緑地

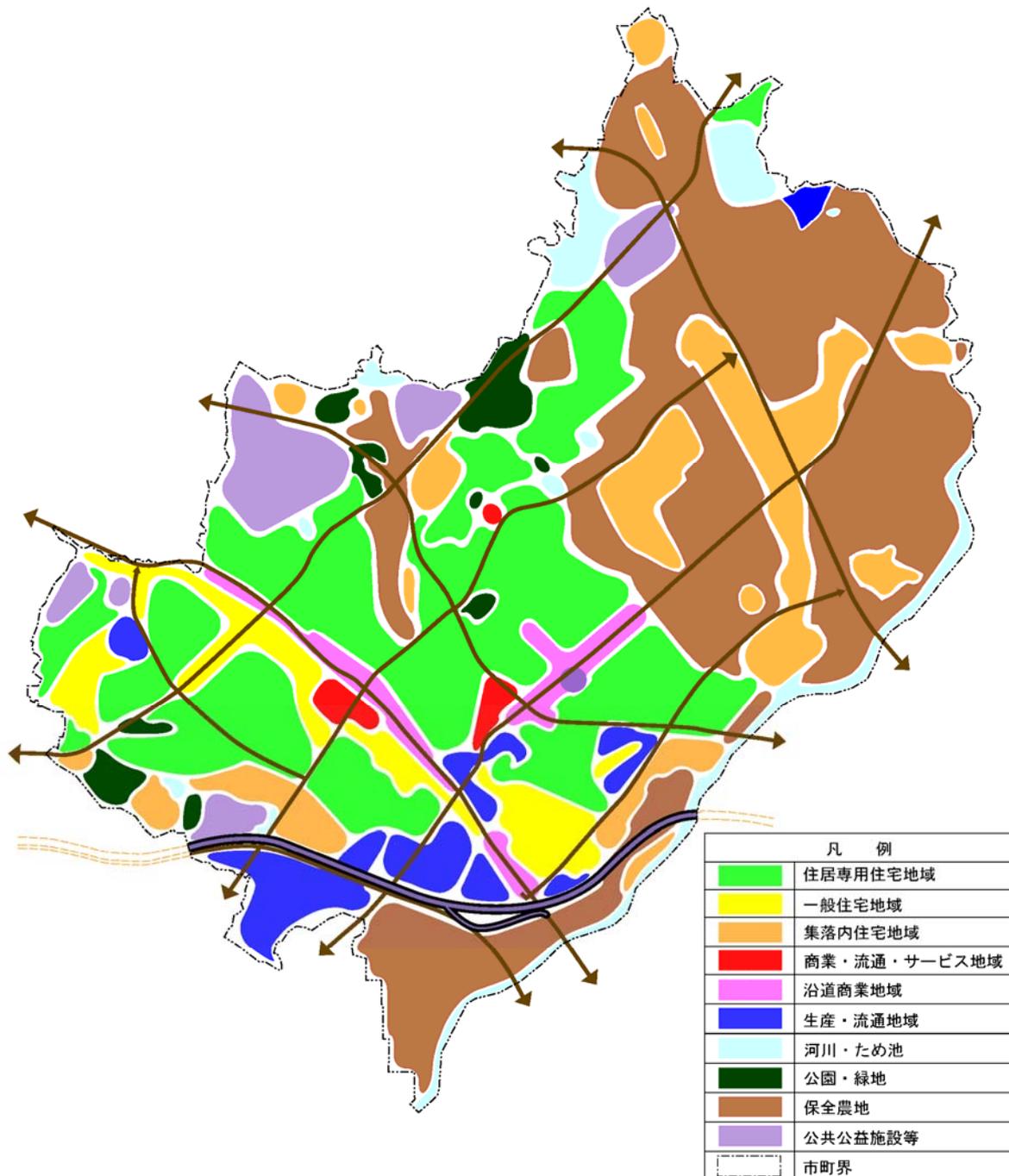
- ・二村山などの現存する緑地を貴重な空間として景観や環境に配慮しながら周辺地域を含めて保全しつつ、市民のレクリエーション空間として整備します。
- ・市民の憩いの場、防災や環境上における貴重なオープンスペースとして適正な配置及び

公園機能の整備充実を図ります。

③保全農地

- ・農産物の生産の場として、農地バンク制度を活用して優良農地の保全を図ります。
- ・農地は、都市にうるおいを与えるオープンスペース機能とともに、水害を防ぐ遊水機能、農業体験を通じた学習・生きがい機能など、多面的な機能を有しており、このような機能を維持するために、市民農園的な利用など既存の農業者以外の参加による維持・保全を進めます。

図 3-1 土地利用計画図



2 重点的土地利用の誘導方針

(1) 商業・物流拠点の形成

①前後駅周辺地区

- ・多様な世代の市民が触れ合える交流機能を充実するとともに、地区内の道路体系を見直し、安心して歩ける環境づくりを進めます。
- ・交通利便性の高さを活用し、中高層住宅等の住宅立地の誘導を図ります。

②豊明駅周辺及び伊勢湾岸自動車道豊明インター周辺地区

- ・豊明駅周辺及び伊勢湾岸自動車道豊明インター周辺地区においては、花き市場関連の流通機能の集積を図り、流通拠点としての機能強化を図ります。また、あわせて国道23号、伊勢湾岸自動車道及び(都)瀬戸大府線からアクセス道路の整備を推進します。
- ・交通利便性を生かし、企業の進出意向に応じて工場用の開発・整備を支援します。



新たな花関連流通機能

③三崎周辺地区

- ・空き店舗等を有効に活用して高齢者等に配慮した各種の商業・サービス機能を整備するとともに、安心して買い物などができるよう店舗のユニバーサルデザインの促進を図ります。
- ・地区内の道路等は、高齢者等が歩きやすい道路環境としての整備を進めます。
- ・既存公園の再整備を図り、高齢者が憩え、健康づくりに寄与するうるおいのある空間を形成します。



歩きやすい道路

用語説明

ユニバーサルデザイン：

「体の不自由な人が使いやすいデザインは誰にも使いやすい」との発想に立ち、年齢や性別、障害の有無などに関係なく、誰にも使いやすい配慮がなされたデザイン。製品づくりや空間だけでなく、社会の仕組みなど様々な分野で見直しが進められている。

（２）市街化区域編入による良好な住宅地の形成

- ・市街化区域に隣接し、宅地と農地が混在する地域では、将来人口に対応した新たな住宅地の確保や住環境の改善を図るため、市街化区域への編入を農業的土地利用との調整を図りながら検討します。
- ・土地区画整理事業等の面的整備に合わせた下水道や道路、公園などの都市基盤施設の整備推進及び地区計画の策定により、うるおいのある質の高い住居系を中心とする土地利用の誘導を図ります。
- ・これまでに農業生産基盤整備等が行われた区域を含めて編入する場合には、農業振興上、開発が好ましくない区域を含まないように努めるとともに、農業関係機関等との調整を図り検討します。
- ・なお、市街化区域編入が困難な場合には、都市計画法第34条11号の規定に基づく開発行為等の許可の指定など、良好な住宅地の形成に向けた手法を検討します。

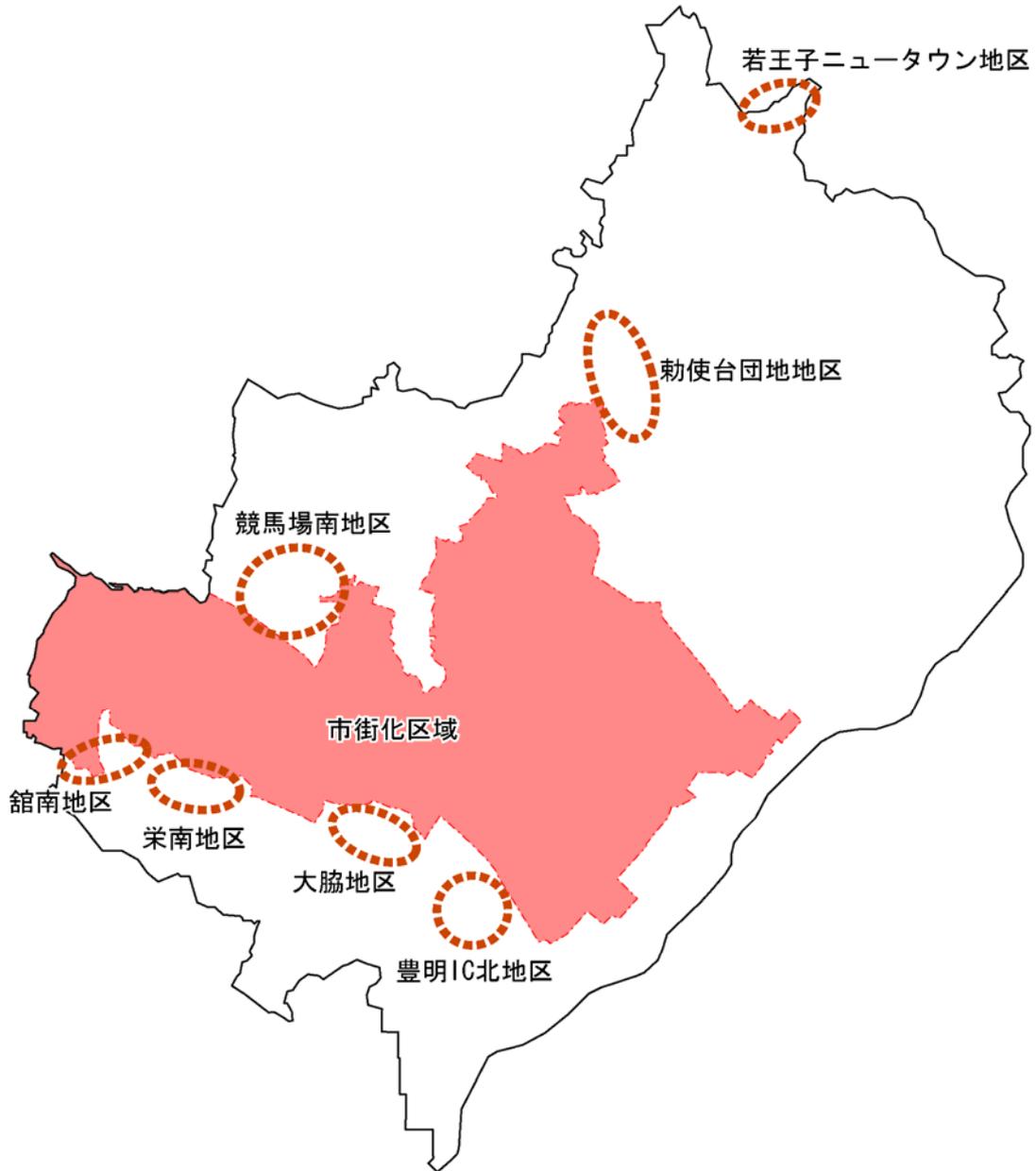
表 3-1 市街化区域編入検討候補地区

検討候補地区	地区の特色	今後の整備方針
若王子ニュータウン地区	若王子池の北に位置する民間開発住宅団地	東郷町の市街化区域との一体化を図り、公共の污水处理施設整備を検討します。
勅使台団地地区	勅使池の南に位置する民間開発住宅団地	団地の南側を土地区画整理事業により面整備を行い、市街化区域との一体化を図ります。
競馬場南地区	中京競馬場に隣接した既成市街地	(都) 大根若王子線沿線を中心とした土地区画整理事業を行い、市街化区域との一体化を図ります。
舘南地区	舘小学校の南側に位置する既成市街地	(都) 大根若王子線への接続道路を整備し、土地区画整理事業を行い、市街化区域との一体化を図ります。
栄南地区	栄中学校の西側に位置する既成市街地	(都) 大脇舘線への取付道路を改良し、土地区画整理事業を行い、市街化区域との一体化を図ります。
大脇地区	前後駅の南側に位置する既成市街地	地区内の幹線道路を整備し、その沿線を中心とした土地区画整理事業を行い、市街化区域との一体化を図ります。
豊明 I C 北地区	豊明 I C の北に位置する農地	豊明 I C から瀬戸大府線へのアクセス道路を整備し、流通機能の立地誘導を図ります。

（３）北部の拠点形成

- ・市の新たな北の玄関口として期待されている(都)名古屋岡崎線と(都)大根若王子線が交差する地点は、長期的な展望のもとで、各種業務・サービス機能の誘導方策を検討します。

図 3-2 市街化区域編入検討候補地区



第2節 都市整備の方針

1 安心して暮らせるうるおいのあるまちづくりの方針

(1) 自然環境を生かした魅力的な都市環境の形成

①全市的な自然緑地の保全整備の方針

- ・緑豊かな自然環境が残っている二村山緑地、うるおいのある水辺環境を有している勅使池や境川などのため池・河川を、市の貴重な自然環境として保全しつつ、幅広い市民に利用できるレクリエーション空間としての施設整備を進めます。

〔整備方針〕

1) 二村山緑地

- ・自然の豊かさの象徴でもある二村山緑地を、全市民のシンボリックな緑地として勅使池地区も含めて保全・整備を進めます。
- ・市民が気軽に自然を満喫できるように散策路、休憩施設等の整備を進めます。

2) 勅使水辺公園

- ・勅使池整備事業（県事業）に合わせて整備した勅使水辺公園については、勅使池周辺の自然環境と調和し、動植物、水辺等の自然に親しむことができる環境となるよう維持管理に努めます。

3) 希少種の保護

- ・ナガバノイシモチソウの自生地保護など、市内で絶滅の危機にある希少種を守るため、関係地域での開発にあたっては、これらの生育環境への影響に関する調査を指示するなど、最大限の努力を図ります。

②河川の整備の方針

- ・これまでの河川・水路の整備は、治水対策優先で整備を進めており、現行の計画においては改修が概ね完了しています。しかしながら、これまでの河川の改修整備や水質の悪化に伴い、市民の河川への関心が低くなるとともに、生物の貴重な生息環境が減少するなど、生態系に大きな影響を与えています。
- ・生物が生息できる自然環境を回復するために、多自然型護岸への整備を進めるとともに、市民が自然とふれあえることができる水辺空間を形成します。

〔整備方針〕

- ・人工護岸で整備してきた河川は、現状の排水能力を維持しながら、一定区間を多自然型護岸により整備を進め、人と自然との交わりが持てる場を形成します。

用語説明

多自然型護岸：

多様な生物の生息・生育の場である貴重な水辺環境を保全・創造するために、「自然を生かした川」を目指した護岸整備。

③ため池の整備の方針

- ・市内には多くのため池が残されており、市民が自然とふれあうことができる貴重な水辺空間及び防災対策池として保全・整備が進められています。
- ・ため池には生活雑排水の流入や不法に投棄されたごみなどにより、環境の悪化を招いているため、市民が自然に親しむことができるうるおいのある水辺空間として地権者等の理解・協力を得ながら整備を進めます。

〔整備方針〕

- ・勅使池などのため池は農業用水や洪水調節池の用途のほか、貴重な水辺環境や自然とのふれあいの場として多目的に活用するために改修します。
- ・その他の市内に残るため池についても貴重な水辺環境として保全・再生及び管理を図ります。
- ・ため池の整備にあたっては、地権者の理解・協力を図りつつ、市民の参加のもとで、ため池の整備計画を検討し、市民の自然環境への保全意識を高めつつ、市民による活用・管理を進めます。

④市民農園等の整備の方針

- ・農家の高齢化、後継者不足等により農地の遊休地化が進んでおり、環境や景観の悪化を招いています。これらの遊休農地を有効活用し、地権者等の理解・協力を得ながら花畑づくりなど、土地にあった景観作物づくりを推進するとともに、市民が農に親しみながら生きがいとうるおいをもたらすことができる市民農園(市民菜園)の整備を進めます。

〔整備方針〕

- ・堆肥センターを活用した市民農園等の整備計画を検討し、市、農業協同組合、NPO等が協力して市民農園の整備、拡充を図ります。

(2) うるおいのある良好な居住環境の形成

①公園の整備・管理の方針

<大規模公園の整備>

- ・市内には総合公園のような大規模公園がないことから、誰もが楽しめる憩いの場、自然と触れ合える場、災害時に避難場所になる場など、市民のニーズにあった公園整備を進めます。

<既存公園の再整備>

- ・市内の多くの公園は築造後、概ね30年を経過し、施設の老朽化が進んでいるため、今後は市民ニーズの変化に対応した公園づくりをめざし、それぞれの地域に見合った特色のある公園にするとともに、防災公園として再整備を図るため、地域住民が参加したワークショップにより再整備を進めます。

<公園・緑地の管理>

- ・公園に対する愛着心が薄れ、ごみの放置、施設の破損なども多くなっています。今後においては、地域住民による管理方法を見直す必要もあります。
- ・市民、企業が参加して地域の公園緑地をそれぞれが責任をもって維持管理する里親制度(アダプトプログラム)を推進します。

〔整備方針〕

- ・街区公園は緑豊かな空間づくりを基調としつつ、行政と地域住民参加のワークショップにより再整備を進めます。
- ・避難場所としての防災型公園、防災機能として簡易仮設トイレ、炊き出し用ベンチ、パーゴラなどを配置して充実を図ります。
- ・公園における女性、子ども等を対象とした犯罪を防止するため、周囲の道路、住宅から園内の見通しを確保できるように整備を進めます。
- ・公園整備については、市街地既存街区公園を中心としたリニューアル化をめざし、自治区(地域住民)によるプロポーザル策定、維持管理体制の構築が可能な自治区から優先的に進めます。



簡易仮設トイレ



防災パーゴラ



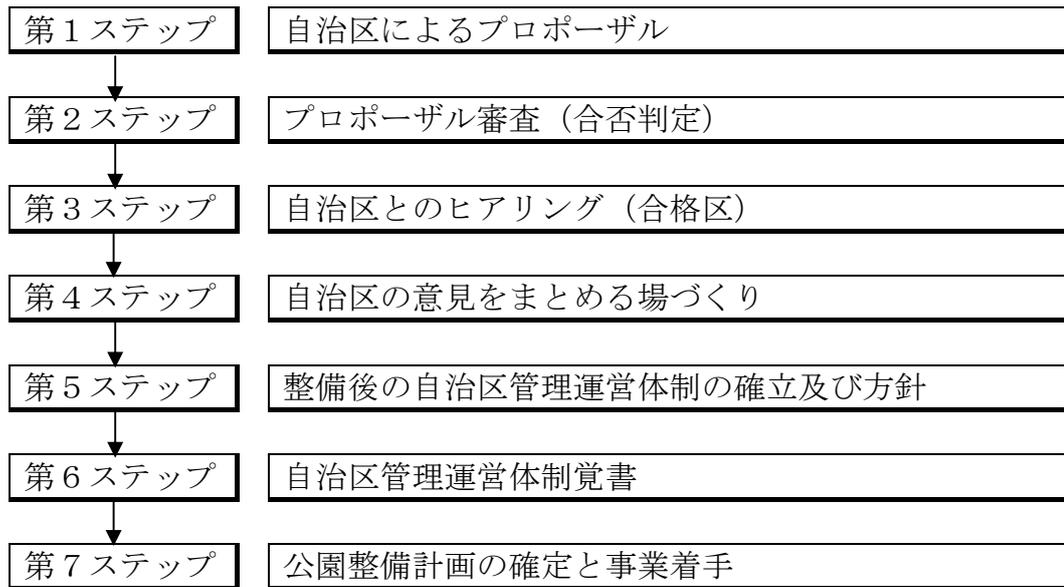
炊き出し用ベンチ

用語説明

ワークショップ:

まちづくりにおいて、地域に関わる多様な立場の人々が参加し、各種の協働作業を通じて計画づくりを進めていく方法のこと。

図 3-3 既存街区公園のリニューアル化のステップ



用語説明

プロポーザル：
そのプロジェクトに最も適した創造力、技術力、経験などを持つ「人（設計者等）」を選ぶ方式のこと。

パーゴラ：
つる性の植物をからませる木材などで組んだ棚。日陰棚、つる棚、緑廊のこと。

②景観形成の方針

＜景観法に基づく景観計画の策定＞

- ・良好な自然景観や市街地の保全、地域の特性（自然、歴史、文化等）にふさわしい景観の形成をはじめ、面整備が行われた市街地などでの新たな景観の形成、地域の土地利用の動向により、不良な景観が形成されるおそれのある地域における景観の誘導などを図っていくため、景観法に基づく景観計画を策定します。

＜豊明市屋外広告物条例の制定＞

- ・市域の景観形成を図るため、景観計画等に基づき、屋外広告物を規制・誘導するとともに、違反広告物などの景観に配慮しないものを指導・命令・簡易除去するための屋外広告物条例を制定します。

＜花文化のあるまちづくり＞

- ・国内の鉢花市場のトップに位置する「豊明花き市場」を核とした花の生産や流通を活発にして、市民の花に対する関心を高め、花の名所づくりや花のストリート形成など花をテーマとしたまちづくりを進め、まちのイメージアップと情報発信を図る取組を促進します。

〔景観計画策定の方針〕

1) 景観計画の視点

【景観形成のねらい】

- ・二村山緑地は、緑豊かな自然が残されている地区であり、自然と調和した景観の保全又は形成を図ります。

- ・本市の都市拠点と位置づけた前後駅周辺地区、三崎周辺地区、豊明駅周辺地区において、各地区の特徴を生かした魅力的な景観形成を図ります。
- ・住宅地として良好な生活環境の保全又は形成を図るため、住民等による提案や協働により景観計画を策定し、魅力ある住宅地としての景観を形成します。
- ・その他、歴史・文化等による特色ある景観づくりを進めるための研究・検討を進めます。

【景観形成の方法】

- ・本市の特性を踏まえて景観計画区域を定め、条例等により比較的ゆるやかな規制誘導を図りながら地域の景観形成を行います。
 - ◇建築物の建築等に関する届出、勧告
 - ◇建築物、工作物のデザイン、色彩等についての規制誘導
 - ◇景観重要建造物・樹木の指定
 - ◇地域における景観協定の締結 など
- ・本市の特性を踏まえて景観地区を定め、条例等により積極的な規制誘導を図りながら良好な景観の形成を行います。
 - ◇建築物、工作物のデザイン、色彩等についての規制誘導
 - ◇建築物の高さ、壁面の位置、敷地面積の制限
 - ◇廃棄物の堆積や土地の形質変更などの行為制限

2) 花による景観形成

- ・市内の花き生産者の協力を得るとともに、花苗の配布、フラワーボランティアのような花のまちづくり活動団体への助成などを通じて市民一人ひとりが花でまちを飾ることによる潤いのある景観づくりを進めます。
- ・道路や公共空間においては、花のある樹木の植栽などを検討し、花のある環境づくりを進めます。

③ 下水道の整備の方針

- ・市全域において清潔で文化的な生活環境の整備を図るため、公共下水道の事業を進め、市街化区域内の公共下水道整備（污水）が完了しました。今後は、市街化調整区域内の下水道未整備地区において、将来的には市街化区域編入を念頭に、公共下水道の事業化を進めるとともに、負担の公平性と費用対効果を考え、農村集落排水及び浄化槽との事業分担を図り、全域において清潔で文化的な生活環境を整備します。

〔整備方針〕

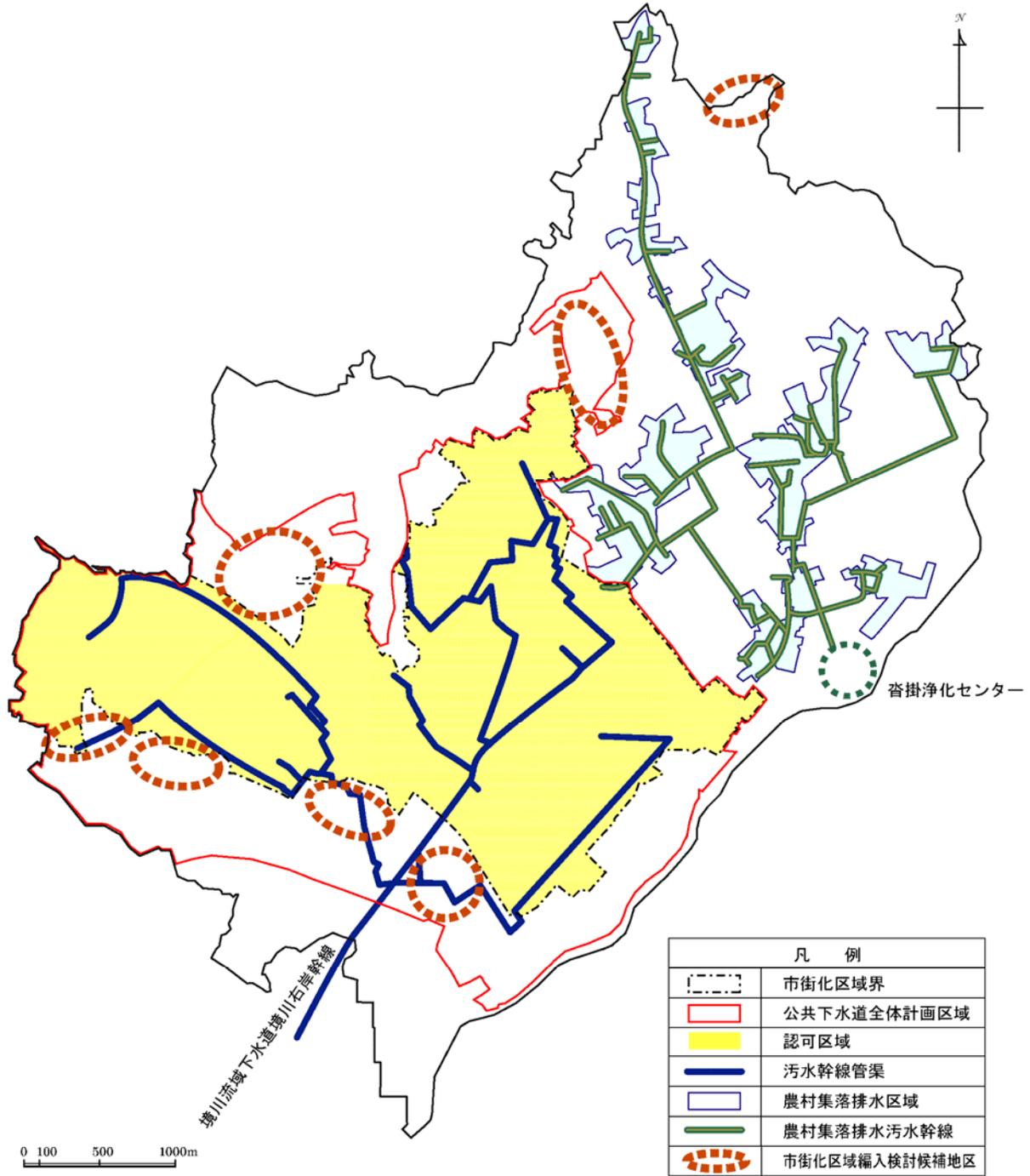
- ・本市の境川流域処理区域 1,097ha のうち、市街化区域全域 702ha が完了し、今後は下水道整備計画等との調整を図りながら、市街化調整区域の中で将来的には市街化区域編入を念頭に入れた新たな整備区域の事業認可を受けて公共下水道整備を行い、生活環境の向上と水質の浄化を図ります。

用語説明

浄化槽：

トイレ排水や台所・洗濯・風呂などからの生活雑排水を微生物の働きを利用して処理し、きれいな水にして放流する施設。

図 3-4 下水道整備事業の整備及び計画区域（污水）



（3）安全・安心な都市環境の形成

- ・平成12年に起きた東海豪雨の被害の経験や東海地震の地震防災対策強化地域の指定など、自然災害に対する市民の不安が高まっており、市民の生命と財産の保全を基本に水害や地震・火災に対応した災害に強いまちづくりを進めます。
- ・犯罪の増加により市民の不安が高まっており、安全・安心な地域を形成するために犯罪のないまちづくりを進めます。

①災害に強い幹線道路網等の整備の方針

- ・幹線道路を都市災害時における緊急輸送道路として活用できるように、前後駅前広場等の道路構造物の耐震化や電線の地中化など、災害に強い幹線道路網の整備に努めます。
- ・市街地内の生活道路については、建築行為に伴う道路後退により、道路用地の確保を誘導していますが、今後は生活道路を円滑に改善していくための新たな条例を検討します。

〔整備方針〕

- ・緊急輸送路に指定されている国道1号、(都)瀬戸大府線についてはライフラインの地中化の整備促進を関係機関に働きかけ、災害時の輸送路の確保を図ります。
- ・消防車等の緊急車両の進入を可能とするなどのため、道路の改善を進めます。
- ・市街地内の幅員4m未満の狭い道路については、「豊明市建築行為等に係る後退用地及び隅切り用地に関する要綱」に基づき道路境界の確定、建築行為に伴う道路後退用地の確保などを行います。

②水害への対応（治水対策）

- ・境川総合治水対策（特定都市河川浸水被害対策法）に基づき、県や関係市町と協力して市内を流れる中小河川の治水対策を進めるとともに、流出抑制計画に基づく治水対策として、ため池の整備や農地保全の推進を図ります。

〔整備方針〕

- ・境川などの河川やため池の改修整備並びに維持管理を充実させ、治水機能の向上、排水機能の維持を図ります。
- ・流出抑制計画に基づき、ため池の排水ゲートの整備、堤体の補強、堆積物の浚渫などの事業を進めます。
- ・低地部の浸水対策として、側溝の断面を拡大し、側溝貯留の拡大を図るとともに、道路や公園等の公共空間において透水性舗装の導入など貯留浸透対策を進めます。
- ・流出抑制による浸水被害の削減を図るため、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、各家庭等において雨水貯留施設設置の促進を図ります。

用語説明

豊明市建築行為等に係る後退用地及び隅切り用地に関する要綱：

安全で良好な市街地の形成と居住環境の向上を図るため、市長が必要と認めた幅員4メートル未満の道路等において建築行為等の際に後退用地及び隅切り用地の整備促進を図るための要綱。

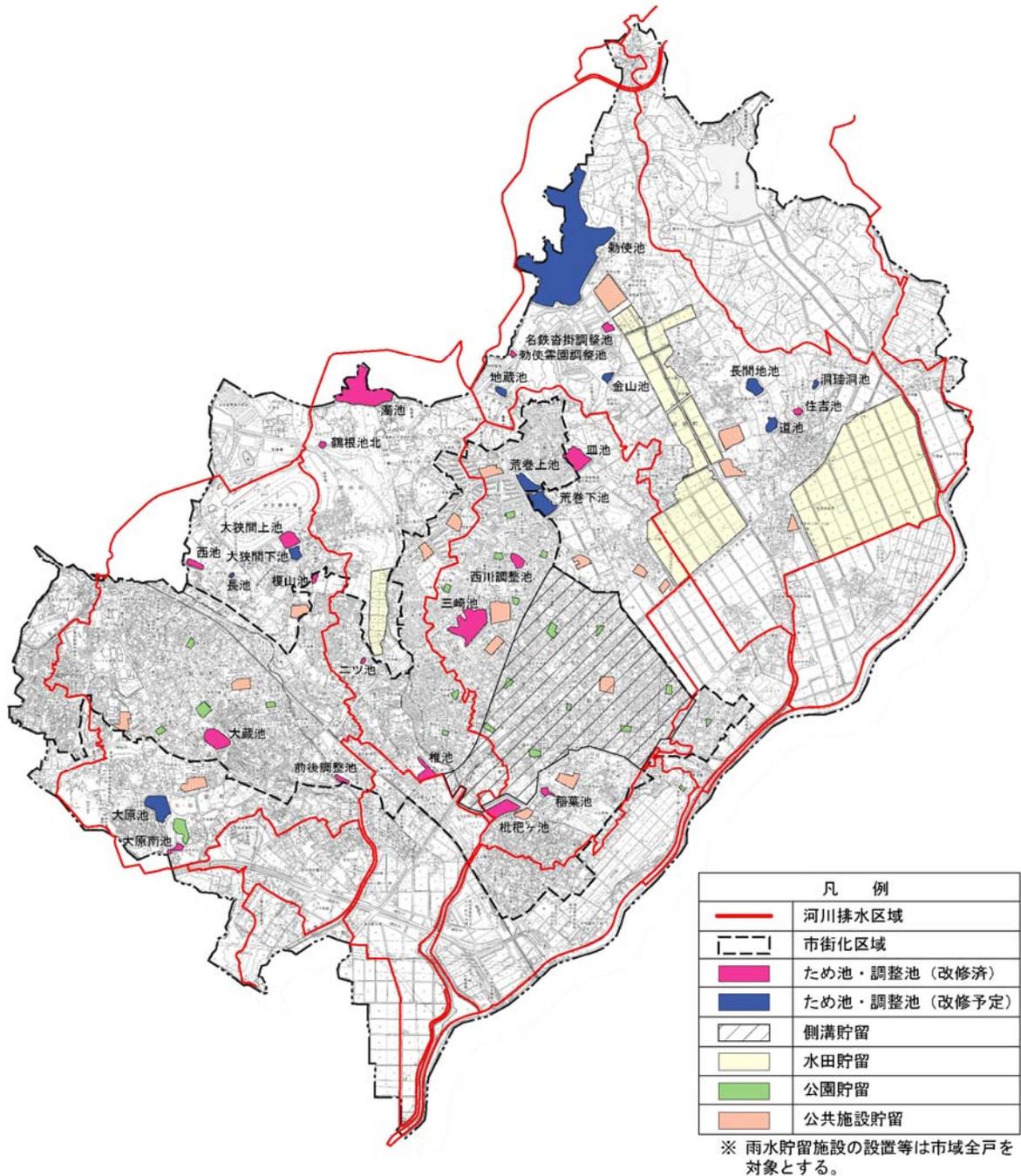
特定都市河川浸水被害対策法：

都市部を流れる河川の流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域に特定都市河川及び特定都市河川流域を指定し、浸水被害の防止のための対策の推進するために、平成16年5月15日に施行された法律。

雨水貯留施設：

敷地内に降った雨水を貯めておく貯留槽と、それに関連する給排水設備で貯めて置いた雨水を散水などに利用するための施設。

図 3-5 流域抑制計画図



③地震・火災への対応（地震・火災対策）

- ・ 阪神・淡路大震災の被害の特徴は、老朽化した木造住宅での圧壊死が死者の約8割近くに及んだことであり、住宅等の耐震化の重要性が教訓として示されました。そのため、市民の生命を守るという観点から、住宅や公共施設の耐震性の向上を積極的に推進します。
- ・ 既成市街地等においては、住宅が密集している地域も見られることから、地震時における同時出火などの火災を想定し、建物の防火性能の向上を誘導するとともに、安全避難路の確保、避難場所の整備強化、避難所の耐震化を進めます。

〔整備方針〕

- ・住宅や公共施設の耐震化率の大幅なアップを実現するため、耐震診断、耐震改修の促進に向けた市民への啓発及び助成を図ります。特に断層帯近傍住宅地においては、その危険性を十分周知した上で、耐震診断及び耐震補強の重点的な推進を図ります。
- ・子どもや高齢者をはじめ、誰もが安全・安心、迅速に避難できるよう安全な避難路の確保、避難場所の適正な配置と機能強化を検討します。
- ・中央公園、唐竹公園、落合公園を仮設住宅用地に指定しており、災害時には復旧の場として活用していきます。
- ・街区公園に防災機能を付加した再整備を推進し、避難場所としての機能強化を進めます。
- ・小学校等の公共施設を核とした地域の避難拠点機能の充実を図るとともに、地域の自主防災組織を充実し、地域の災害危険箇所の点検や防災訓練の実施などを通じて災害時の地域における防災力の向上を図ります。

④犯罪への対応（防犯対策）

- ・安全なまちづくりのためには警察や行政の力だけでなく、地域住民の力が重要であり、防犯組織やボランティア等の自主的な活動の促進を図るとともに、防犯情報の共有・通報システムの整備を進めます。
- ・防犯灯が少なく暗い道路で犯罪が発生する恐れがあることから、防犯灯設置の促進を図るなど、安全で明るいまちづくりの推進を図ります。
- ・道路や公園については周囲の住宅等からの見通しを確保できるよう維持管理等に努めるとともに、地域住民によるアダプトプログラムを推進するなど、地域住民の協力等により犯罪への抑止力を高めます。

〔整備方針〕

- ・犯罪の撲滅を推進し、安全・安心な環境づくりを進めるため、防犯灯の設置などの防犯環境、防犯施設の整備を促進するとともに、自主防犯パトロール隊を組織化するなど、地域における防犯力の向上を図ります。
- ・行政、警察、市民が連携・協力し、地域の子どもや独居老人などを地域でも見守る安全・安心なまちづくりを進めます。

⑤ユニバーサルデザインによる安全な道路整備

- ・歩道と車道との段差解消によるバリアフリー整備を進めてきましたが、今後は誰もが通行しやすいユニバーサルデザインによる道路・交通環境等の整備を進めます。
- ・交通障害発生箇所及び交通事故多発箇所における安全施設の充実を重点的に進めます。

〔整備方針〕

- ・幅員の狭いマウントアップ型歩道では、歩道と車道の擦り付け部分の傾斜の緩和や段差の解消に限界があります。そのため、セミフラット型歩道への改良や車道のかさ上げなどの道路構造の改良を進めるとともに、歩行者の通行障害となっている歩道の凹凸の解消や傾斜の緩和などを推進します。
- ・雨天時の歩行者に考慮して、透水性舗装歩道への整備を進めます。
- ・歩道設置が困難な生活道路で、通過交通等により交通安全上問題な箇所は、蓋付側

溝の整備や電柱の付け替え、歩行者通行帯の着色舗装等の工夫により、歩行者のスペースを確保します。

- ・通過交通の多い生活道路を一方通行化にするとともに、道路改良を行い、安全・快適な歩行者スペースを確保します。
- ・前後駅、豊明駅、中京競馬場前駅周辺は、多くの市民が安心して利用できる交通結節点となるように改善を進めます。
- ・自転車の利用が多く、かつ歩道幅員の広い道路については、自転車専用レーンの設置等により歩行者と自転車との分離を検討します。

用語説明

バリアフリー：

障害（バリア）がないことであり、段差や仕切りを無くすなど、高齢者や障がい者に配慮すること。

マウントアップ型歩道：

車道と歩道を分離するため段差を 15～20 cm 設けた歩道。

セミフラット型歩道：

車道と歩道を分離するための段差を 5 cm 程度にしたもの。これにより車の乗入れなどによる歩道の傾きの変化を少なくすることができる。

2 いきいきとした賑わいと活力あふれるまちづくりの方針

(1) 道路整備の効率的推進と円滑な交通を実現するための交通対策の推進

① 幹線道路網の充実

- ・本市の幹線道路体系を構成している都市計画道路の未整備区間を計画的に整備し、幹線道路網の充実を図ります。
- ・新規開発整備が期待される南部の伊勢湾岸自動車道豊明インター周辺地区等においては、開発整備計画等に併せて幹線道路に接続する道路の新設を進めます。
- ・周辺環境に配慮した道路整備や交通アクセスの向上等を図るため、都市計画道路の見直し等も検討します。

〔整備方針〕

1) 広域幹線道路

- ・伊勢湾岸自動車道、国道23号の自動車専用道路については整備が完了しており、その整備効果を本市の交通の円滑化や地域の活性化につなげるため、豊明インターから(都)瀬戸大府線や国道1号など、花き市場周辺地区における広域的なアクセスの整備を図るなど、インター周辺の道路体系の見直し・整備を進めます。
- ・4車線道路として都市計画決定している国道1号の整備を促進します。

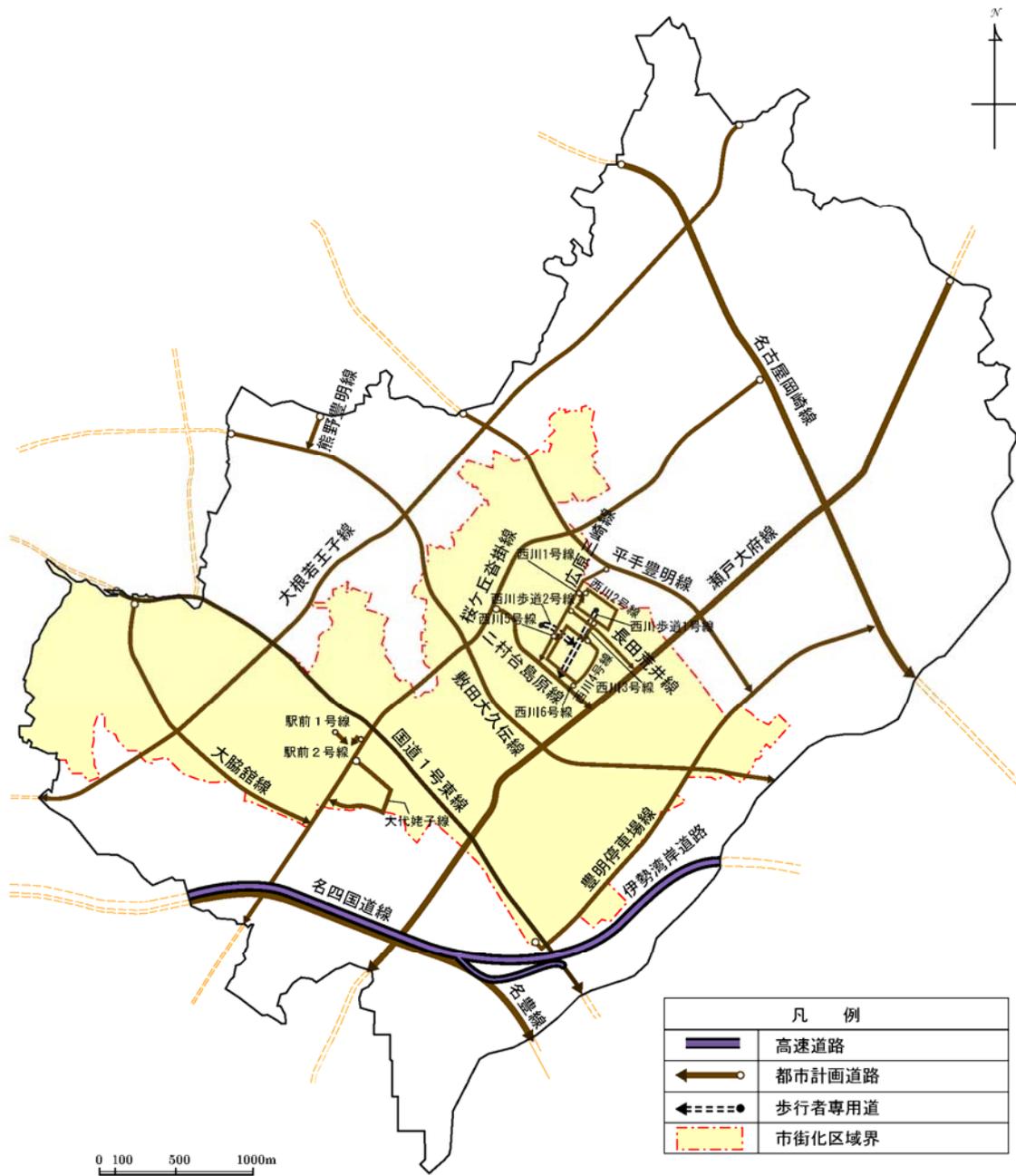
2) 主要幹線道路

- ・(都)名古屋岡崎線は、周辺都市との円滑な交流を図る上で重要な役割を果たすとともに、北部の開発を進める鍵を握る道路ですが、本市内は大部分が未整備となっています。そのため、道路整備の促進を県へ要請するとともに、あわせて景観に配慮した沿道の土地利用計画を検討します。

3) 地域内幹線道路

- ・未整備区間を有する都市計画道路のうち、(都)桜ヶ丘沓掛線を重点整備路線として整備を推進します。
- ・上記以外の(都)大根若王子線、(都)平手豊明線は、周辺環境を考慮しながら計画的な整備を推進します。
- ・豊明インター周辺地区の開発を推進するために、(都)瀬戸大府線や豊明駅、国道1号に接続する新たな路線を計画します。

図 3-6 都市計画道路計画図



②バス等の公共交通の充実

- ・ 高齢社会の到来により、車を運転できない高齢者が増加するため、バス等の公共交通の必要性が今後ますます高まると予想されます。
- ・ 既存バス路線の利用促進を図りながら、現状の民間路線バスの維持を図るとともに、ひまわりバスについては利用者の要望に基づいた路線の見直しなどにより、利便性の向上を図ります。
- ・ 既存のバス路線では対応できない需要に対しては、利用者数や目的など需要に応じた公共交通を地域の協力を得ながら検討します。

〔整備方針〕

- ・市民が利用しやすいバスとするために、地域住民の要望を踏まえ、地域公共交通会議においてひまわりバス路線の見直しを定期的に検討します。
- ・バス利用者の増大を図るため、駅や商業施設等にバス待合所を設置し、乗り継ぎの円滑化などを図ります。
- ・市民の移動手段を確保するために、既存の名鉄バスや周辺市町におけるバスとの連携を検討するとともに、乗合タクシー、福祉送迎バスやスクールバス等の活用など、地域の需要に応じた公共交通を検討します。
- ・財政負担の拡大を防ぐために、地域の住民の協力体制と合わせて運行主体・運営方法を検討します。

（２）快適な居住地域の形成に向けた市街地整備・住環境整備の推進

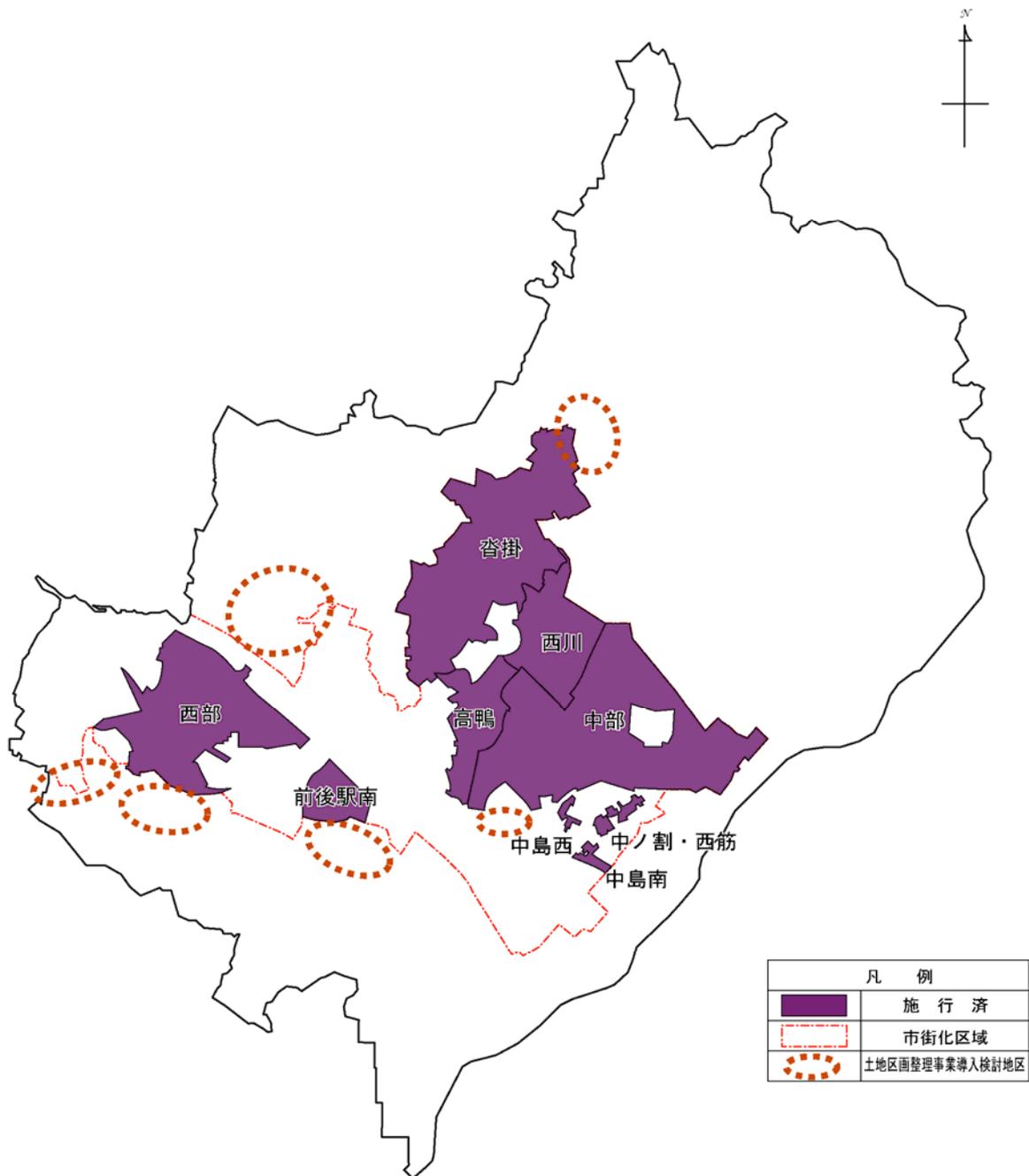
①土地区画整理事業の導入による計画的な市街地整備

- ・将来人口に対応した新たな住宅地の確保や良好な住環境を整備するため、地権者の理解と協力を得ながら地区計画や土地区画整理事業を導入し、計画的な市街地整備を進めます。

〔整備方針〕

- ・事業効果が期待できる未整備地区や、市街化区域編入検討候補地区において土地区画整理事業等を導入して、良好な市街地を形成します。
- ・なお、これまで良好な市街地整備の手法として推進してきた土地区画整理事業が、地価の低迷により大規模事業の実施が困難となっており、今後は、地権者や住民等の合意が得やすく、事業期間の短縮化によって事業の効率化が図られるミニ土地区画整理事業などを推進します。

図 3-7 土地区画整理事業の実績と計画



②良好な市街地の誘導

- ・ 地区計画により開発行為や建築行為を都市計画上、適切に規制・誘導し、地区の実情に即した特色のある良好な市街地の形成を図ります。そのため、地区レベルで住民同士の話し合いを進め、各地区におけるまちづくりの機運を盛り上げるとともに、地区のまちづくり方針についてコンセンサスの形成を図りながら、各地区の特色に応じた地区計画の内容を検討します。
- ・ 人口増加策として期待されるマンション開発については、地区住民の理解を得ながら、周辺環境に配慮した開発の誘導を図ります。

〔整備方針〕

- ・ 建築協定を締結している勅使台団地、土地区画整理事業地区などにおいて、新たな地区計画の指定を進めます。
- ・ 市街化区域内のマンション等の住宅を供給・誘導する地区においては、周辺の景観・環境に配慮した中高層マンションの立地誘導、住宅用途の容積率の上限の緩和を盛り込んだ地区計画の導入を進めます。

③既成市街地の居住環境の改善

- ・ 市街化区域内の既成市街地及び市街化調整区域の集落内住宅地等において、ゆとりある住宅地となるよう居住環境の改善を図ります。

〔整備方針〕

- ・ 緊急車両の進入を可能とする道路幅員の確保や、緑地の確保、緑化の推進を図るとともに、住宅の耐震化や老朽住宅等の建替え等を促進し、居住環境の改善を図ります。

（3）産業振興に向けた都市拠点地区等の整備**①前後駅周辺の整備**

- ・ 前後駅周辺は市の玄関口として利便性の高い賑わいのある拠点地区の形成を図ります。
- ・ 前後駅は交通結節点として重要な拠点機能を担っており、市民生活の利便性をさらに高めるために駅周辺施設の機能強化を図ります。

〔整備方針〕**1) 駐輪場**

- ・ 駅周辺の駐輪場を確保し、通勤・通学者の利便性の向上を図るとともに、放置自転車を削減します。

2) 駅前周辺等の整備

- ・ 前後駅は周辺を含めて、多くの市民が安心して利用できる交通結節点となるように改善を進めます。
- ・ 歩行者優先道路の整備を進めるなど、地区内道路の歩車分離を図り、安全・安心に歩いて買い物等ができる歩行空間を確保します。

3) 中高層住宅の誘導

- ・ 地区計画による規制や緑化の景観対策などの指導などにより、周辺環境に配慮した中高層住宅を誘導し、良好な住環境の形成を図ります。

②三崎地区周辺の整備

- ・ 三崎地区周辺は、高齢者が日常的に安全・安心に、また快適な生活を送ることができる拠点を形成していくため、高齢者のニーズに配慮した商業、サービス機能の強化を図る

とともに、高齢者の利便性や快適性を高めることができる高齢者にやさしい環境整備を進めます。

〔整備方針〕

- ・空き店舗等を活用し、高齢者のニーズにあった店舗の立地誘導を図るとともに、高齢者が利用しやすい店舗づくりを誘導します。
- ・周辺の公園や施設において高齢者が憩い、健康づくりに取り組むことができるように、高齢者が安心して歩きやすい環境整備を進めます。

③豊明駅周辺の整備

- ・花き市場に関連する小売機能や物流機能の集積を図り、交通結節点としての利便性の向上を図ります。

〔整備方針〕

- ・花をテーマにした特徴のある流通機能、集客機能等の立地誘導を図ります。
- ・豊明駅においては、南部の開発整備に合わせて駅南駅前広場を整備します。
- ・国道23号、伊勢湾岸自動車道及び（都）瀬戸大府線から花き市場周辺、豊明駅にアクセスできる道路を整備します。
- ・鉄道利用者の増加を図るため、駅周辺の駐車場・駐輪場を活用し、パーク&ライドを促進します。

④中京競馬場前駅周辺の整備

- ・交通結節点及び観光拠点として、駅の機能の利便性を強化します。

〔整備方針〕

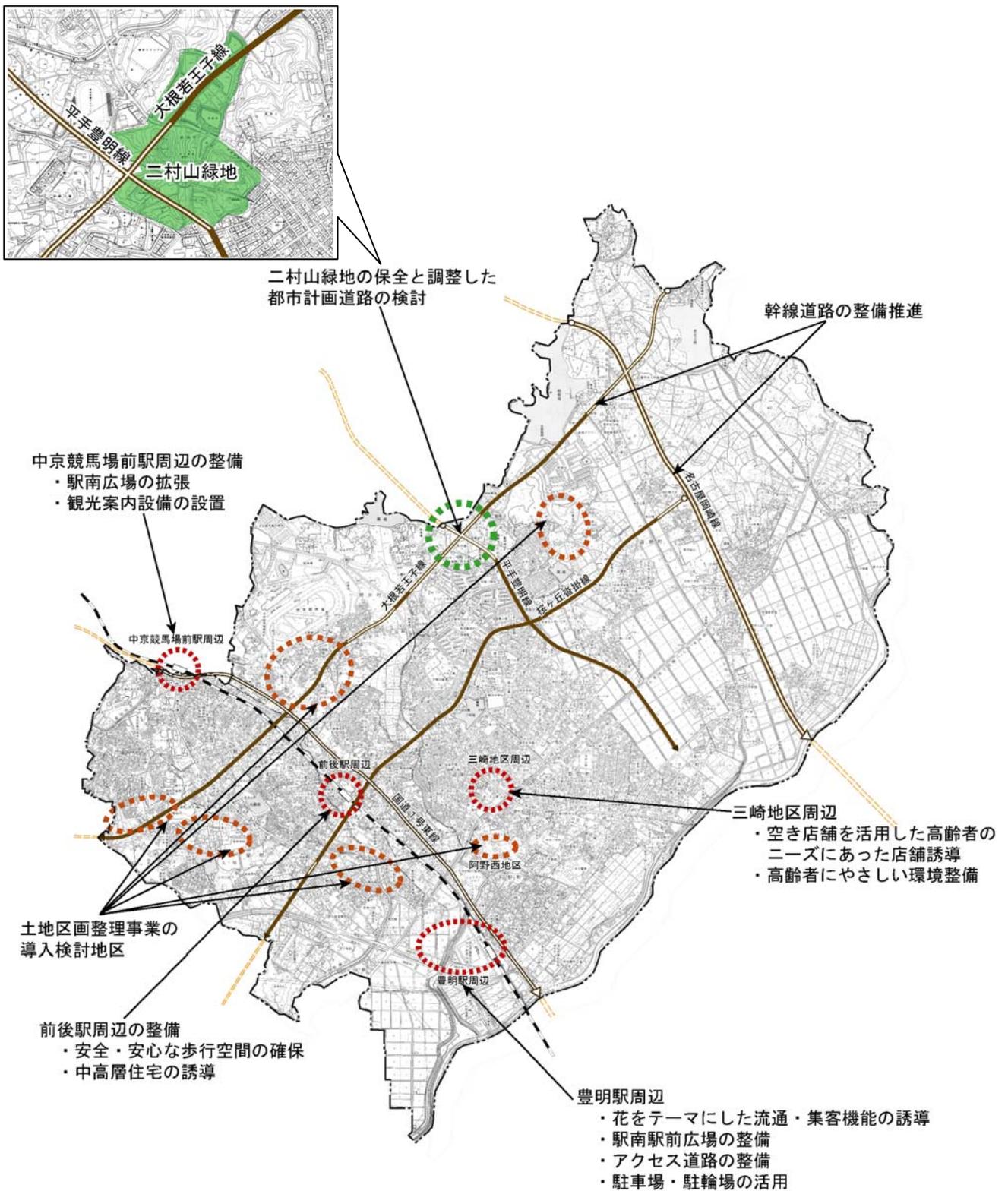
- ・観光案内設備の設置などの整備を図ります。

用語説明

パーク&ライド：

駐車場の「Park」と乗るの「ride」を組み合わせた造成語で、郊外の住宅から鉄道駅までは、自家用車で行き、そこで駐車してもらい、都心部の通勤先までは、鉄道を利用する通勤方法。欧米で普及しているが、日本でも取り組み事例が増えつつある。なお、通勤利用を目的としたパーク&ライド以外に、観光地の渋滞や環境汚染を減らすと同時に、道に不慣れな観光客に利便性を提供することを目的としたパーク&ライドに取り組んでいる事例もある。

図 3-8 整備方針図～いきいきとした賑わいと活力あふれるまちづくりの方針



3 豊かな文化と人間性を育む協働のまちづくりの方針

(1) 歴史・文化的な資源の活用

- ・桶狭間古戦場伝説地、戦人塚、阿野一里塚、沓掛城址などの歴史資源、二村山、大狭間湿地、ナガバノイシモチソウ自生地などの自然資源、大脇梯子獅子、上高根の棒の手などの豊富な伝統文化資源を生かし、市民のまちへの愛着や誇りを持てる文化と個性を表現できる環境形成を図ります。

〔整備方針〕

- ・歴史をたどりながら散策できる歴史散策ルートや自然環境等を満喫できるルートなど、地域資源をネットワークした回遊ルートを設定しつつ、市内外も含めた広域的な観光ルートとして設定します。
- ・市内に点在する旧東海道の歴史的な遺構や神社仏閣などの歴史的資源を保全しつつ、活用に向けた環境整備や景観整備等の支援を検討します。
- ・観光ルートにおいて、舗装の整備や案内板の設置、ベンチ等の整備、電線類の地中化等を進めます。
- ・既存の施設を活用して地域の歴史資源の有効な展示方法を検討します。

(2) 地域活動の推進に向けた人材育成の推進

- ・市民によるまちづくり活動を推進していくため、地域の環境改善活動に取り組むボランティアや、まちづくりリーダー等の人材の発掘、育成、活用などを図ります。

〔方針〕

- ・生涯学習の市民講座を拡充し、介護福祉、里山づくり、自主防災、防犯対策、観光ガイドなどの育成と新たなまちづくりの担い手の発掘、育成に向けた講座の開催を支援します。

(3) まちづくりの推進に向けた仕組みづくり

- ・まちづくりの基本は、本市に住む人、営業をいとなむ人、働く人にとっての「まち」を、未来に向けてどのように守り、育て、創っていくかです。したがって、まちづくりは、行政だけで進めることはできず、まちづくりの主役である市民の自主的な活動や事業者の経営活動などとの密接な連携や協力があるはじめて進めていくことができます。そのため、市民、行政、事業者によるまちづくりを基本に、計画づくりから施設の管理運営までを協働して推進します。
- ・地域ごとのきめ細かなまちづくりを進めていくため、地域住民による自主的なまちづくり組織の運営などの取り組みを積極的に支援します。そのため、市民へのまちづくり情報の提供、まちづくり相談窓口等の整備を図ります。

〔方針〕

- ・「豊明市協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例」の周知を図るとともに、市民協働推進基本計画に基づき協働のまちづくりを推進します。
- ・市民提案型まちづくり事業などの支援策を充実し、市民が主体的に取り組むまちづくり活動を促進します。
- ・市民参加による計画づくり、公共施設の環境美化への市民参画（アダプトプログラム制度）を推進します。